



平成29年の地方公共団体における 「ゆう活」の取組について



平成29年6月30日

総 務 省

地方公共団体における「ゆう活」の取組①

平成28年の実施結果

➤ 都道府県：43団体 政令指定都市：16団体 その他の市区町村：122団体

以上のほか、ゆう活の趣旨に即した取組を実施した団体も多数

(例) 20時一斉消灯の実施、幹部職員による巡回、ノー残業月間の設定、所属別の時間外勤務縮減目標の設定 等

実施団体による評価

- 家族と過ごす時間が増えた、育児に積極的に参加できた
- ワークライフバランスに対する意識を高めるきっかけとなった
- 終業時刻を意識し、効率的な業務執行につながった
- 早期退庁しやすい雰囲気ができた
- 時間外勤務が縮減した

- 年次休暇・夏期休暇の取得日数が増加した
- 短期間であっても効果を得られた

【課題】

窓口業務等には一定の人数の配置が必要／夕刻における通常勤務職員の負担が増加／空調・システム稼働時間等の執務環境の整備 等

平成29年における「ゆう活」実施の要請等

1 「ゆう活」による時間外勤務縮減の好事例を紹介 (H29.3.29「地方公務員の時間外勤務に関する実態調査結果」資料)

- (例) ● 時間外勤務が、対前年同月比で約15%減少した。
● 「ゆう活」実施職員の定時退庁率が約95%となった。
● 「ゆう活」実施職員の時間外勤務実施率が、その他職員の約1/8であった。

2 様々な工夫や試行により積極的に「ゆう活」を行っている事例を紹介 (H29.3 地方公共団体に周知)

- (例) ● 窓口職場についても、通常勤務者を一定割合確保すれば、職場の判断で実施可能に
● 「ゆう活」がなじまないとされる交代制勤務職場である保育園でも、保育士以外の職種については実施可能に
● 職員が100人程度の小規模団体においても実施
● 住民の理解が得られるよう、HPや広報誌、窓口への掲示等により周知

3 特に市区町村に対し、「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組を行うよう依頼 (H29.4.28公務員部長通知)

- 長時間労働の是正を始めとする働き方改革について地域社会をリードする役割をご認識いただきたい
- 未実施の団体にあっては、地域の実情に即しつつ、まずは実践していただきたい

地方公共団体における「ゆう活」の取組②

平成29年の地方公共団体の取組予定

「ゆう活」の取組（昨年度の取組から工夫した点・充実した点等）

（１）職員が「ゆう活」に取り組みやすいような工夫（実施期間・対象の拡大など）

- 朝型勤務のパターンを拡大（3パターン⇒6パターン）、実施期間の拡大（7月～8月⇒6月～9月）
- 申請期限の緩和（1週間前まで⇒前日の午前中まで）や手続の簡略化など、実施しやすいよう工夫
- 「ゆう活」実施の好事例をモデルとして職員に提示し、実施希望者の増加を図る。

（２）窓口職場・交代制勤務職場での実施

- 名札や机上に朝型勤務を実施している旨を掲示し、来庁者等が一目で見て分かりやすいようにした。
- 職員が定時退庁できるよう、所属長が窓口の状況や業務の進捗状況を把握した上で事務分担・人員配置を調整

（３）その他

- 東京都が主催する「時差Biz」※に参加し、勤務開始時間を7:30～9:30の間で6パターン設定
※時差Biz・・・通勤時の混雑緩和のため、時差出勤やフレックスタイム制、テレワーク等を活用する働き方
- フレックスタイム制を活用した朝型勤務を推奨（フレックスタイム制は通年で実施） 等

「ゆう活」の趣旨に即した取組（主なもの）

- プレミアムフライデーに併せて庁内一斉定時退庁を実施（実施時には、人事担当部署による見回りも行う）
- 毎週水曜日をノー残業デーとし、全職員のパソコンに定時退庁を促すメッセージを一斉配信する。
- 勤務時間終了後15分以内の一斉消灯（緊急の場合等やむを得ない場合は、所属長が部長の了解を得る）
- 16時以降の会議・打合せの原則禁止
- 集中タイムの設定（9時30分以前及び16時以降は会議・打合せを実施せず、個人の業務に集中）
- 各部局の幹部職員が職場巡回し定時退庁を促す。
- 市長が庁内放送により早期退庁を促すメッセージを発信 等

職員に対して「ゆう活」の積極的な実施を促している事例

岐阜県

「ゆう活」の実施通知に併せて「昨年度朝型勤務を実施した職員の声」を送付

【掲載例】

- 通勤ラッシュを避けることができ、渋滞に巻き込まれることなく通勤できた。
- 屋外での業務を早朝に行うことで、熱中症等の危険を回避することができた。
- 管理職が実施することで、早い時間に決裁を回し始めるなど、勤務時間内に仕事を終わらせる意識付けができた。
- 勤務時間終了後に、自己啓発や農作業などプライベートを充実させることができた。

長野県

県庁職員のポータルサイトに「ゆう活コーナー」を設置し、夕方時間を活用する様々な催しを紹介

【昨年の掲載例】

- 県立図書館で、館長の解説を聞きながら信州の歴史や暮らしを学ぶ講座
- 健康運動指導士による、健康づくりのためのスロージョギング講座
- 県庁職員によるテニスサークルの会合

「平成29年の『ゆう活（夏的生活スタイル変革）』の取組について」の概要

（平成29年3月28日付け事務連絡）

- 「ゆう活」や「ゆう活」の趣旨に即した取組を未実施の団体にあつては、地域の実情に即しつつ、まずは実践していただきたい。

【「ゆう活」の趣旨に即した取組の例】

- 通常は原則21時の消灯を、20時に前倒して実施
- ノー残業デーに幹部が職場を巡回して早期退庁を促す
- ノー残業月間（8月）の時間外勤務を原則として禁止
- 所属ごとに期間内の時間外勤務縮減目標を設定して取り組む

- 積極的な取組事例（窓口職場や交代制勤務職場を含む全職場での実施、夏期にとどまらない通年での実施、多様な勤務パターンの設定など）を今後の取組の参考としていただきたい。 ※P5,P6参照

- ・各団体におかれては、従来より、ワークライフバランスの推進や女性職員が活躍できる環境の整備に取り組まれています。近時は特に、官民や国地方を問わず、長時間労働の是正を始めとする働き方改革が重要な政策課題となっています。
- ・現在ご協力いただいている「地方公務員の時間外勤務に関する実態調査」の結果については、近く取りまとめの上送付させていただく予定ですが、地方公共団体においても、時間外勤務の縮減に向けて更なる取組が必要な状況にあると考えております。
この点、「ゆう活」は、多くの団体から時間外勤務の縮減に効果があるとの評価がなされているところです。
- ・各団体におかれては、長時間労働の是正を始めとする働き方改革について地域社会をリードする役割を果たしていただくため、地域の実情に即しつつ、「ゆう活」や「ゆう活」の趣旨に即した取組を未実施の団体にあつては、まずは実践していただくよう、また、これまでに実施された団体にあつては、課題の改善を図り、更に充実した取組を実施していただくようお願いいたします。
- ・「ゆう活」の積極的な取組事例を別紙にまとめておりますので、今後の取組のご参考としてください。（略）

地方公共団体における「ゆう活」の取組事例（平成28年）①

	①総職員数 ②対象職員数 (対象部署) ③実施職員数	実施期間	特色ある取組内容	効果等
<p>長野県</p> <p>※好事例として総務省より周知</p>	①4,928人 ②4,928人 (全職員) ③3,668人	7月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ●実施内容の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間を3か月に拡大（昨年度は6週間） ・職員が利用するWebサイトに、夕方時間の有効活用事例の紹介等を内容とする「ゆう活コーナー」を設置 ・ゆう活の実績を毎月集計し、知事や部局長出席の会議で情報を共有 ●定時退庁の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・朝型勤務を実施している職員が明確に分かるように工夫（各職員のゆう活スケジュールを共有、卓上にゆう活実施中の表示を設置） 	<ul style="list-style-type: none"> ●幹部職員をはじめ、<u>ゆう活実施者の95%超が定時退庁</u> ●職場に定時退庁しやすい雰囲気を作られた。
<p>館林市 (群馬県)</p>	①612人 ②573人 (全部署) ③92人	7月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ●窓口勤務がある部署でも実施 <ul style="list-style-type: none"> ・1日当たりの実施人数の上限を、課単位で原則1/3とした。 ・1週間単位で事前に所属長に申請し、所属長が実施日を調整 ●住民に対して周知 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の早期退庁について住民の理解が得られるよう、市のHPに「ゆう活」の実施を掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ●期間中の<u>時間外勤務が前年度比10%減</u> ●定時退庁しやすい職場風土づくりに繋がった。
<p>調布市 (東京都)</p> <p>※好事例として総務省より周知</p>	①1,366人 ②1,078人 (保育園、児童館、図書館を除く全部署) ③693人	7月～9月 ※29年3月まで延長	<ul style="list-style-type: none"> ●7つの変則勤務パターンを設定 <ul style="list-style-type: none"> ・始業時間は、最も早く7:30、最も遅く13:00 ・業務実態に応じた勤務パターンを選択可能 ・特定の職員に業務負担が偏らないよう、所属長の配慮をルール化 ●窓口勤務がある部署でも実施 <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間や日数、勤務形態等を各所属の判断に委ね、柔軟に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●ゆう活実施者の<u>91%が定時退庁し、ワークライフバランス推進に繋がった。</u> ●育児部分休業を取得せずに、正規の時間で働くことができた。

地方公共団体における「ゆう活」の取組事例（平成28年）②

	①総職員数 ②対象職員数 （対象部署） ③実施職員数	実施期間	特色ある取組内容	効果等
幌延町 （北海道）	①97人 ②97人 （全部署） ③35人	7月～9月 ※試行実施	<ul style="list-style-type: none"> ●窓口勤務がある部署でも実施 ・日頃より業務をグループ内で共有し、担当者不在でも対応できる体制作りに取り組んでいる。ゆう活に合わせ、改めてその旨を周知 ●住民に対して周知 ・町内全戸設置の I P 告知端末機により、ゆう活実施を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>期間中の定時退庁率が67%</u>。前年度比7%増
東郷町 （愛知県）	①299人 ②193人 （保育園、児童館、診療所を除く全部署） ③184人	8月 ※試行実施	<ul style="list-style-type: none"> ●窓口勤務がある部署でも実施 ・所属長が職員の業務予定や進捗状況、窓口の状況を把握した上で、柔軟に対応できるようマネジメントを行った。 ・開庁時間は変更せず、住民サービス低下を招かないように留意 ●朝型勤務に合わせ、時間外勤務の朝への前倒しを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>約6割の部署で前年度より時間外勤務が縮減</u> ●職員から通年化を求める意見があった。
伊平屋村 （沖縄県）	①120人 ②80人 （幼稚園、保育所、船舶、バス運転手を除く全部署） ③45人	7月～8月のうち、村内小中学校の夏休み期間	<ul style="list-style-type: none"> ●窓口勤務がある部署でも実施 ・職員の1/3が早期退庁し、2/3が通常勤務となるよう調整 ●住民に対して周知 ・職員の早期退庁について住民の理解が得られるよう、「ゆう活」の実施を村の広報誌に掲載 ●所属ごとに実施計画表を作成 ・職員が取り組みやすい日程や時間帯を所属長が調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●時間外勤務が減少し、ワークライフバランスへの意識が向上した。

「時間外勤務縮減等に向けた取組の一層の推進及び平成29年の「ゆう活（夏的生活スタイル変革）」の実施について」の概要（平成29年4月28日付け総務省自治行政局公務員部長通知）

- 長時間労働の是正を始めとする働き方改革は、官民や国地方を問わず、我が国の重要な政策課題。
- 働き方改革について地域社会をリードする役割をご認識いただき、時間外勤務縮減等に向けた取組を一層推進していただきたい。
- 「ゆう活」や「ゆう活」の趣旨に即した取組を未実施の団体にあつては、地域の实情に即しつつ、まずは実践していただきたい。

（略） 時間外勤務縮減の取組については、各団体において様々な取組が行われており、特に「ゆう活」は、多くの団体から時間外勤務の縮減に効果があるとの評価がなされたところです。

各団体におかれては、長時間労働の是正を始めとする働き方改革について地域社会をリードする役割を改めてご認識いただき、下記の事項に留意の上、時間外勤務縮減等に向けた取組を一層推進していただくようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を周知されるようお願いいたします。特に、市区町村においては、必ずしも「ゆう活」の実施が広がっていない状況にあるので、「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組に是非着手するよう、助言方お願いいたします。（略）

1 時間外勤務縮減等の取組について

（略）

2 「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組の実施について

- （1）「ゆう活」や「ゆう活」の趣旨に即した取組を未実施の団体にあつては、地域の实情に即しつつ、まずは実践されたいこと。また、これまでに実施した団体にあつては、課題の改善を図り、更に充実した取組を実施されたいこと。
- （2）本日、「平成29年度国家公務員における「ゆう活（夏的生活スタイル変革）」実施方針」が内閣人事局から各府省に対して通知されたところであり、国家公務員における取組も参考にされたいこと。また、総務省としては、地方公共団体における「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組の実施結果等についてフォローアップを行う予定であるので、留意いただきたいこと。